○財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
（高市　早苗）
財務大臣麻生太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同　山本　早苗
（高市　早苗）
内閣府特命担当大臣麻生太郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を命ずる（以上七月二十八日）
○外務大臣臨時代理解職
国務大臣　菅　義偉
外務大臣岸田文雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
判事　原　優
高等裁判所長官に任命する（以上七月二十九日）
○財務大臣臨時代理解職
国務大臣　山本　早苗
（高市　早苗）
財務大臣麻生太郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　山本　早苗
（高市　早苗）
内閣府特命担当大臣麻生太郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を免ずる（以上七月三十一日）
（東京地方検察庁検察事）検事　菊池　章
（同）同　筈井　卓矢
判事兼簡易裁判所判事に任命する（各通）
太田　雅夫　小野里幸一
田野　総一　永田　浩昭
橋本　健　久川三紀夫
吉山　博仁　仙波　陽子
吉田　進　藤田　雄二
岩本　昭彦　内藤　智機
濱田　孝　阿部　政志
狩原　元　市川　幸司
江上　宗晴　太田　武志
小寺　薫　紺田　壽志
佐々木俊雄　鳥路　季雄
伊藤　正二　湯本　守　瀬尾　豊治
古木　俊秀　小俣五三巳　二見　勇二
八木　道雄　深田　英夫　近藤　哲
西田　文則　川西　敏博　富田　孝明
早苗　知次　三瀬　英祐　平鍋　勝
岡平　耕治　竹本　義昭　谷政　葉子
瀬戸口洋治　日髙　宏　丸尾　敏也
綿森　明男　蕎麦谷　正　田中　元
松野　勝徳　宮本禎一郎　今井　光朗
吉岡　俊一　山田　克洋　保久村　登
菅野　清邦　川村　裕志　沖崎　政明
舘　敏郎　奥野　雅道　片倉　毅
設樂　篤　西森　秀和　西村　忠志
簡易裁判所判事に任命する（各通）
（盛岡地方裁判所判事）判事　村田　渉
（横浜地方裁判所判事）同　加本　牧子
（名古屋地方裁判所判事）同　髙瀬　保守
簡易裁判所判事に兼ねて任命する（各通）
（桑名簡易裁判所判事）簡易裁判所判事　薮谷　正治
願に依り本官を免ずる（以上八月一日）

内閣府

青木　節子　遠藤　典子　葛西　敬之
後藤　高志　中須賀真一　松井　孝典
松本　紘　山三　宏　山崎　直子
宇宙政策委員会委員に任命する（各通）（七月三十一日）

皇室事項

行幸

天皇陛下は、八月一日午後一時四十一分御出門、第百九十一回国会開会式に御臨場のため、国会議事堂（千代田区）へ行幸、同三時二十一分還幸になった。

行啓

皇后陛下は、七月三十一日午後一時五十六分御出門、日野原重明プロデュース ～奇跡の歌声に乗せて、愛と生きる力をあなたに～ ぐー・チョキ・チョル コンサートを御鑑賞のため、東京オペラシティコンサートホール（新宿区）へ行啓、同四時二十分還啓になった。

官庁報告

官庁事項

登録実施機関の登録事項の変更について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条の規定による届出があったので、同法第32条の規定により、下記のとおり公示する。

平成28年8月4日

東北運輸局長　尾関　良夫

記

（単位地域の名称）
秋田県
（登録実施機関の名称）
秋田県タクシー運転者登録センター
（登録実施機関の住所）
秋田県秋田市八橋大畑2丁目12番53号
（変更前の登録実施機関の代表者名）
伊藤　隆康
（変更後の登録実施機関の代表者名）
佐々木宏行
（登録事務等を行う事務所の名称）
秋田県タクシー運転者登録センター
（登録事務等を行う事務所の所在地）
秋田県秋田市八橋大畑2丁目12番53号
（登録番号）
秋田－1号
（変更年月日）
平成28年6月24日

労働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

関東地方交通審議会は、関東内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成9年関東運輸局最低賃金公示第5号）、関東海上旅客運送業最低賃金（平成9年関東運輸局最低賃金公示第6号）、関東漁業（神合底びき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第1号）及び関東漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第2号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第3項において準用する同法第25条第5項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に関東運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号231－8433神奈川県横浜市中区北仲通5番57号」あて提出されたい。

1　事案の要旨　最低賃金法第35条第7項の規定に基づく、下記3に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記3に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

2　適用する地域　関東運輸局の管轄区域

3　適用する使用者

(1)　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　鋼製はしけ

④　木船

(2)　旅客運送の用に供する船員法第1条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されているもの

(3)　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第1条に規定する船舶の所有者（船員法第5条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者

①　沖合底びき網漁業（漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第6号）第1項第1号に掲げる漁業をいう。）

②　大中型まき網漁業（漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令第1項第4号に掲げる漁業をいう。）

平成28年8月4日

関東地方交通審議会会長　佐々木　隆